

## 2. 整備にあたっての基本的な考え方、コンセプト、本市の他の業務との関わり方

### 2-1.本市の関連業務と児童相談所の関わり方

#### 2-1-1.国の市町村児童家庭相談援助指針（厚生労働省）

従来、児童福祉法（昭和22年法律第164号）においては、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、近年、児童虐待相談件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大している。

こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは必ずしも効率的ではなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。

このような背景を踏まえ、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成15年法律第121号）により、平成17年4月から市町村が子育て支援事業を実施することとされたとともに、第159回国会に提出していた児童家庭相談に関する体制の充実等を図る法案である「児童福祉法の一部を改正する法律案」が平成16年11月26日に成立し、同年12月3日に公布され、同日から順次施行されることとなったところである。

この法律により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化され、住民に身近な市町村において、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することとなった。

平成17年2月に作成された厚生労働省「市町村児童家庭相談援助指針」では、市町村および児童相談所における相談援助活動の流れをわかりやすく系統図としてまとめている（下図2-1）。地域の実情に応じて適正に児童家庭相談援助活動が実施されるよう、管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図るとともに、児童家庭相談援助に携わる職員は、援助に必要な態度、知識、技術を獲得し、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することが求められている。

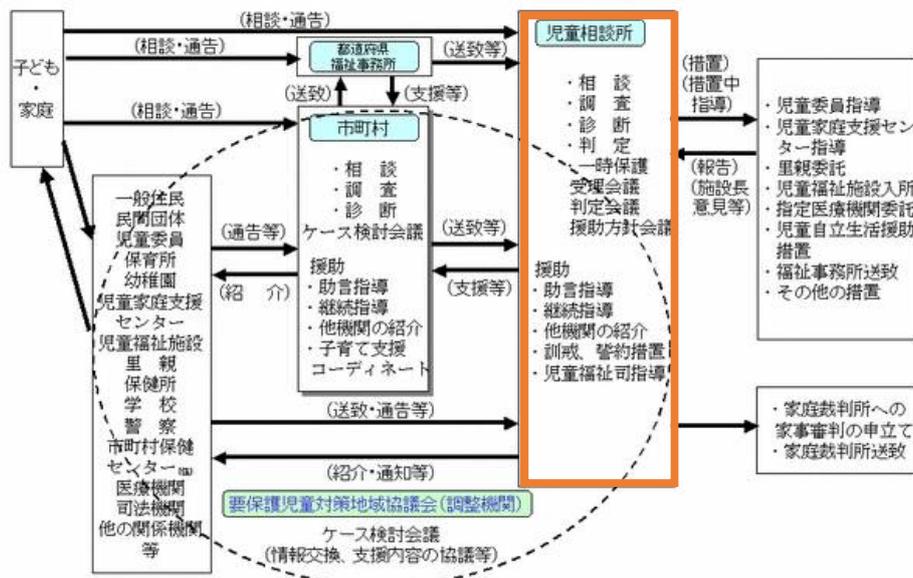


図2-1. 市町村・児童相談所における児童家庭相談援助の活動系統図

さらに、平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。なお、この拠点を点（市区町村子ども家庭支援拠点という（以下「支援拠点」という。）。

当該支援拠点における運営に関する基準及び設備について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として、厚生労働省雇用均等・児童家庭局より「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施されている。

## 2-1-2.本市の現状の整理

## (1) 本市の児童家庭相談支援に関する組織

本市では、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童等に関する情報、その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っている。

「要保護児童対策地域協議会」は、県中央児童相談所、法務局、各警察署、学校、保育園・幼稚園、児童福祉施設など27機関で組織している。

また、子どもや家庭に関する市の相談窓口としては、以下の相談内容ごとに窓口を設けている。

表2-1. 鹿児島市における子どもや家庭に関する相談窓口

相談内容	場所	所管
児童虐待相談	こども福祉課（こどもと女性の相談室）、谷山福祉部福祉課	こども福祉課、谷山福祉部福祉課
家庭児童相談	こども福祉課（こどもと女性の相談室）、谷山福祉部福祉課	こども福祉課、谷山福祉部福祉課
女性相談	こども福祉課（こどもと女性の相談室）、谷山福祉部福祉課	こども福祉課、谷山福祉部福祉課
	サンエールかごしま相談室	市民局市民文化部男女共同参画推進課
男性相談	サンエールかごしま相談室	市民局市民文化部男女共同参画推進課
母子・父子自立支援相談	こども福祉課、谷山福祉部福祉課	こども福祉課、谷山福祉部福祉課
育児相談	各保健センター、地域公民館、地域福祉館	こども未来部母子保健課 保健センター
妊婦相談	各保健センター	保健センター
発達相談	各保健センター	保健センター
乳幼児相談	母子保健課	こども未来部母子保健課
育児支援家庭訪問	—	こども福祉課
育児講座	りぼんかん	こども未来部こども政策課
保健師・助産師や母子保健支援員による相談支援	各保健センター	こども未来部母子保健課
こころの相談	保健予防課	保健予防課

(2) 本市と県児童相談所との分担

① 虐待通告受理後の流れ（市が虐待通告を受けた場合）

虐待通告受理後の流れ（市が虐待通告を受けた場合）は、以下の通りの手順で検討している。

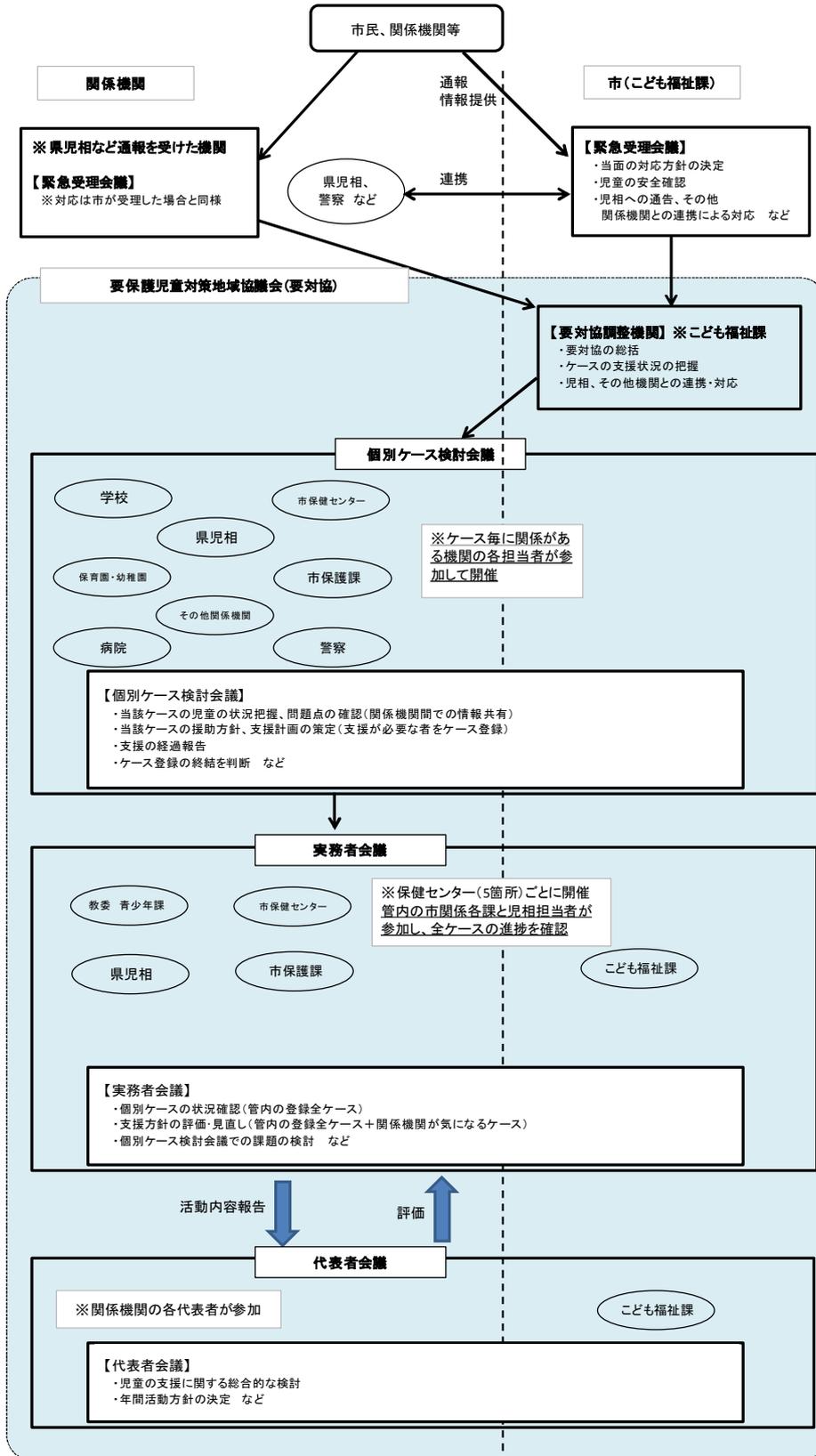


図2-2. 虐待通告受理後の流れ(市が虐待通告を受けた場合)

## ②市こども福祉課と県中央児童相談所の役割分担

市こども福祉課と県中央児童相談所の役割分担は以下の通りである。

表2-2. 市こども福祉課と県中央児童相談所の役割分担

	市（こども福祉課）	県（中央児童相談所）
業務内容 （役割）	・児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援	・子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること
虐待の対象 ケース	比較的軽い事案 （要対協の各関係機関による見守りにより、対応するケース）	比較的重い事案 （緊急的な対応が必要なケースや専門的知識や技術からの指導等が必要なケース）
対応職員	・正規職員（事務、保健師） ・相談員（警察OB、社会福祉士有資格者） など	・児童福祉司 ・児童心理司 など
対応方法	・登録した個別ケースごとにケース検討会議を開き、関係機関での見守り等により対応。 ・あまり関わりを持たなくてもよくなったケースも含めて、全ケースの登録継続要否を、年1回は実務者会議の中で判断を行う。	・居住地区の担当者が中心となり、児童や保護者に対し、直接必要な専門的指導、援助等を行う。 ・緊急性や専門的対応の必要性が減少した時には、地域で見守り対応する為、事案を市へ移管（情報提供）。
職員の配置 期間、経験等	・正規職員は短期間（4～5年）で異動、相談員は最長10年で退職。 ・配置される正規職員は、保健師を除き、福祉職場経験者ではない場合も多い。	・比較的長期間（7～8年）の配置が多い。 ・児相へ配置された職員は、福祉職場を数ヶ所経験した後に、再度児相へ戻るケースも多い。
保有個人情報	・住基情報、乳幼児健診等の受給情報、保育園等の入園情報など、要保護児童に関する基本的な個人情報を数多く保有	・過去の相談・対応履歴、療育手帳交付時の子どもの発達診断の情報等は保有しているが、市に比べると保有個人情報は少ない。

## (3) 本市の児童家庭相談援助に対する意見

(要保護児童対策地域協議会の中で出された意見等)

本市の児童家庭相談支援に対する意見は以下の通りである。

## ① 代表者会議 (30年度)

発言者	意見等
県児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県3児童相談所の29年度通告・相談件数は1,150件とかなり増えている。種別で見ると、心理的虐待が増えており、面前DVによる心理的虐待で警察からの通告が増えてきている。</li> <li>・経路別件数では約6割が警察から。近隣地人からは14%</li> <li>・主たる虐待者は、約6割が実父。実母も合わせると、実父母からの虐待が8割</li> <li>・被虐待児の年齢別内訳では、半分が就学前の児童となっている。</li> <li>・虐待と判定した781件の処理状況は、見守り・助言として、保護者に対し、1回ないしは数回の指導で終えたのが57%。定期的に児童相談所で関わる継続指導13%と児童福祉司指導4%が児童相談所が関わる継続的に関わるケースとなる。市町村等への他機関あっせんが2割となっている。</li> <li>・虐待認定した児童の内、障害として、公的機関が関わったり、療育を受けていたりする分は12%で前年より若干減少。内訳は知的障害が45%、発達障害が49%となっている。</li> </ul>
乳児院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所に行くケースワーカーがバタバタしており、既存のケースに対して相談ができない位の現状になっている。また、4～5年前まで福祉の専門職員がいたが退職していなくなった。専門のスタッフが必要ではないか。</li> <li>・虐待で入所したケースで保護者が引き取りを申し出た場合、現状は引き取りとなっているが、再入所となったケースも相当数ある。ケースが多くて、その時点の指導がうまくできていないのではないかと。</li> </ul>
子どもの虐待問題研究会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的虐待は、件数がかかなり少ないが隠れている物もあると思う。</li> <li>・認定の際、違う機関が複数回事情を聞くことで二次被害も出ると言われているが、対象児への面接をどのようにしているのか。</li> </ul>
乳児院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者の相談窓口は多くあるが、児童虐待に関しては、本市の場合県中央児童相談所と市こども福祉課が中心になってやっており、民間でも児童家庭センターを設置できるようになっているが設置はなく、相談を受け付ける場所が少ない。</li> <li>・児童相談所の設置に関してはスピード感を持って進めていってもらえたらと思う。</li> </ul>

②子ども相談連絡部会（28年度）※29年度は開催なし。30年度は10月開催予定

発言者	意見等
市（こども福祉課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に精神疾患や障害が疑われるのにもかかわらず、病識が無い場合、また困り感が無い場合、医療機関等の専門機関にいかにつなぐか。</li> <li>・対応可能な福祉サービスがあるにもかかわらず、知らない方が多いと感じるので、もっと周知していく必要がある。</li> </ul>
保育園	<p>子育てで支援、児童発達支援、母子保健対策については着実に拡充していただいているが、実務者会議等で疑問に思う点があるが、どのようにケースについて把握し、どのようにアセスメントを行っているのか。</p>
障害児入所施設	<p>資料に挙げたケースは、言葉の遅れの相談からだったが、母親の養育態度に課題があるとのことで支援してきたケース。来年、児が小学校に上がり、関係性も広がるので、ライフステージに合わせてフォローし、継続した支援が必要である。</p>
子どもの虐待問題研究会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の子を持つ母親から相談を受けるが、丁寧に相談に乗ると、母自身に発達障害があり、幼少期に虐待を受けていたことを初めて明かすケースも多い。そこを丁寧に手当して行かないと、虐待は減らない。</li> <li>・アセスメント指標は県や市もあると思うが、全部のネットで上手く機能していないのではないかと。それを上手く機能して行くような取り組みが必要では。</li> </ul>

発言者	意見等
乳児院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の児童相談所は早急に必要である。</li> <li>・県に要望しているが、地域に1カ所でも児家セン（児童家庭支援センター）を設置しネットワークを作るべきである。</li> </ul>
市（母子保健課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ここ数年、ケース会議で、最後に見守りを願う会議があるが、意味がない。</li> <li>・3日間学校を休んだら、誰かが訪問をするとか、具体的な約束ごとをしないと難しい。</li> </ul>
子どもの虐待問題研究会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース会議では、スーパーバイズを決めて、責任を取る形で話を進めなければ、整理がつかなくなってしまう。</li> <li>・要対協は3つの層（会議）になっているが、事例検討会では、誰がスーパーバイズして、いつまでにどんな形で整理して行くのか、難しい事例については、市で専門家集団の中で検討し、最後まで責任を持つ。</li> </ul>
市（青少年課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場の声を聞く、研修を受ける、アセスメントシートを共有するなどに取り組み、鹿児島市全体の児童相談の質を上げて行くことが必要だ。</li> </ul>
県児童相談所	<p>（保護課のケースワークの手法について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もう少し子供の最善の利益を考えたケースワークという視点も考慮して欲しい。</li> <li>・中学校卒業では、自立も遠のいてしまう。ケースワークの中で、親指導というアプローチをして欲しい。</li> </ul>
乳児院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース会議のアフターフォローがないのは、鹿児島市では当たり前になっている。</li> <li>・DV、保護、障害など縦割りになっているが、相談を受ける方は、全ての知識を兼ね備えたスタッフが必要である。今後はそのようなスタッフを育てて、関係機関と連携を深めていただきたい。</li> </ul>

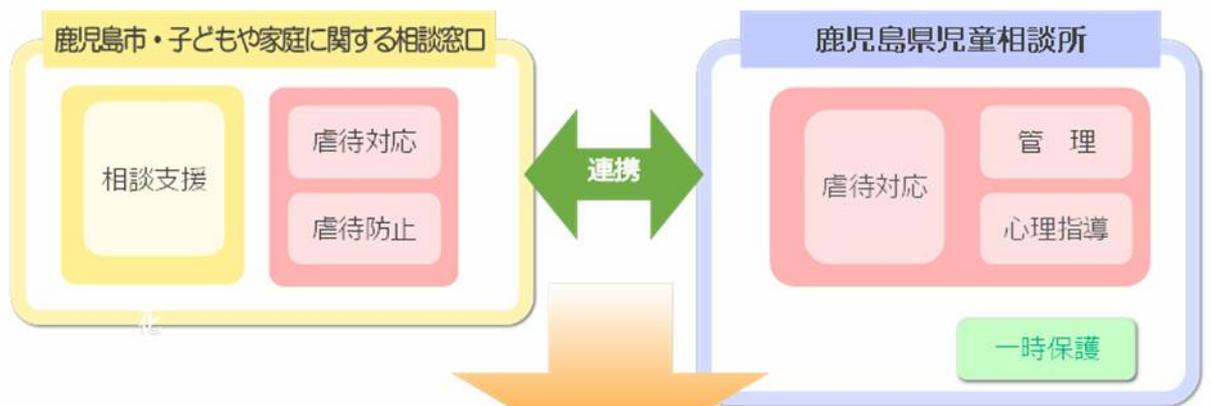
## 2-2.本市の児童家庭相談援助に関する連携のあり方（考察）

前章までのメリットなどを踏まえ、本市では、以下のようなイメージで、児童相談行政を一元的かつ総合的に実施し、専門的な相談案件へ対応するとともに、児童相談所と子どもや家庭に関する相談窓口の二つの機関におけるタイムラグの解消に取り組む。

### 【効果】

- ・児童虐待の対策の強化
- ・児童相談行政の一元的かつ総合的な整備
- ・児童相談所と子どもや家庭に関する相談窓口の二つの機関体制によるタイムラグの解消による対応の迅速化
- ・一時保護所の設置

### 【現行】



### 【設置後】

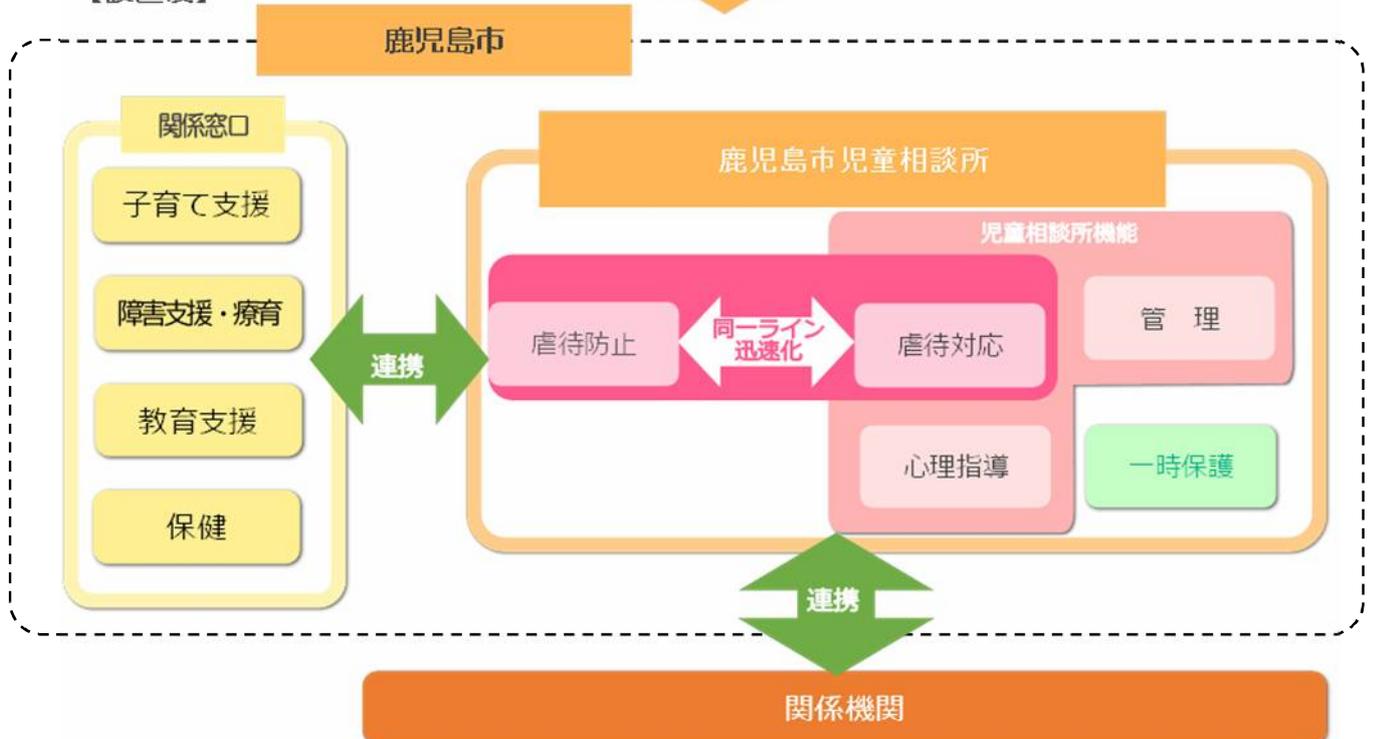


図 2-3 児童相談所設置前後の体制

## 2-3.基本的な考え方

ここまでの考察を踏まえ、市として児童相談所を設置するとした時に、その目指すべき姿として以下のようなものが考えられる。

### 【目指すべき姿】

「子育てをするなら鹿児島市」の実現に向け、本市が持つノウハウや資源を生かし、子ども・子育てを総合的に支援する拠点施設

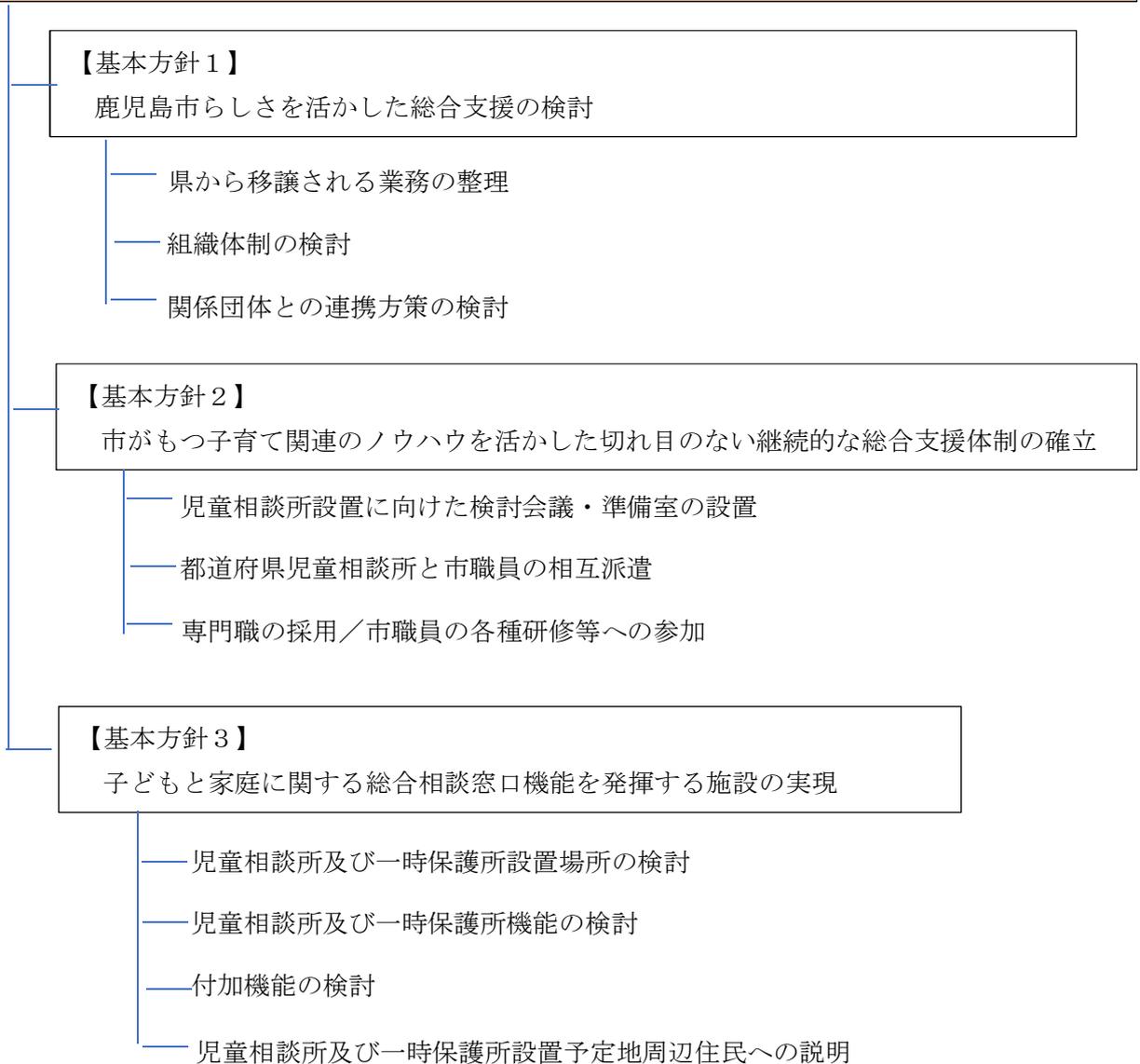


図2-4. 鹿児島市児童相談所整備構想の体系